

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（仮称）の制定について

1 要旨・目的

中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の整理を図り、もって地域経済の振興に資するため、「広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（仮称）」（以下「損失補償条例」という。）を制定することとし、その手続きを進める。

2 現状・背景

コロナ前の売上に戻っていない中小企業者等が依然として多く、原油価格や物価高騰、円安の進行等の影響もあり、中小企業者等は引き続き厳しい事業環境に置かれている。

こうした中、中小企業者等の事業再生や債務整理が必要となる場面においては、金融機関や保証機関が債務を減免する場合があります。保証機関へ損失補償を行っている地方自治体も協調して対応する必要性が高まっている。また、国においても、地方自治体の権利の放棄に関する条例整備について全国的な働きかけが行われている。

こうした状況を踏まえ、官民金融機関や広島県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）と協調して、中小企業者等の円滑な事業再生等に必要な権利放棄を迅速に行うため、損失補償条例を制定する。

3 条例の内容

(1) 権利の内容

信用保証協会が代位弁済した際に生じる中小企業者等に対する求償権のうち、県と信用保証協会の損失補償契約に基づく回収納付金相当額*

※ ゼロゼロ融資の場合は、信用保証協会が権利放棄する額の4%

(2) 権利放棄の条件

公的機関の支援により策定された事業再生計画など、条例に定める権利放棄の基準に該当し、かつ、知事が地域経済の振興に資すると認める場合に、権利放棄を行う。

なお、権利放棄した案件については、議会報告を行う。

4 条例制定による効果

(1) 企業価値の毀損防止（地域経済への影響）

事業再生や債務整理の迅速化と匿名性の確保による企業価値の毀損防止

(2) 実質回収額の最大化（経済合理性）

企業価値毀損前に早期に事業再生や債務整理を図ることによる効果的な債権回収

(3) 事業再生や再挑戦しやすい広島県の実現（イノベーション立県）

条例制定により県内企業の挑戦意欲の向上や本県での創業を後押し

5 スケジュール

9月 警察・商工労働委員会において条例素案を説明

10月 パブリックコメントを実施

11月 警察・商工労働委員会においてパブリックコメントの実施結果を説明

12月 定例会に条例案を提出予定

参考

1 権利放棄の基準

権利放棄の基準は、次のとおり、法律に基づき設置された公的機関が策定を支援した再生計画や弁済計画など、公正かつ適切と認められるものを条例で規定する。

① (株)整理回収機構が策定を支援した再生計画	【金融再生法】
② 特定調停・民事調停に基づき策定された再生計画・弁済計画	【特定調停法・民事調停法】
③ (株)地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った再生計画	【(株)地域経済活性化支援機構法】
④ (株)地域経済活性化支援機構が特定支援決定を行った再生計画・弁済計画	【(株)地域経済活性化支援機構法】
⑤ 震災支援機構が支援決定を行った再生計画	【(株)東日本大震災事業者再生支援機構法】
⑥ 産業復興相談センターが産業復興機構に対して行う債権買取の要請	【(株)東日本大震災事業者再生支援機構法】
⑦ 特定認証紛争解決手続に基づき策定された再生計画	【産業競争力強化法】
⑧ 中小企業再生支援協議会事業として策定を支援した再生計画	【産業競争力強化法】
⑨ (独)中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再生計画	【産業競争力強化法】
⑩ (独)中小企業基盤整備機構が策定を支援した再生計画	【産業競争力強化法】
⑪ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン又は同ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則に基づき策定された弁済計画	
⑫ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき策定された再生計画・弁済計画	
⑬ サービサー機能を活用した反社債権の買取り等に係るガイドラインによる特定金銭債権の買取等に関する申込	
⑭ その他前各号に準ずるものであって、知事が適正なものと認めるもの	

※ ガイドラインに基づく基準（⑪⑫⑬）は、別途、規則で定める。

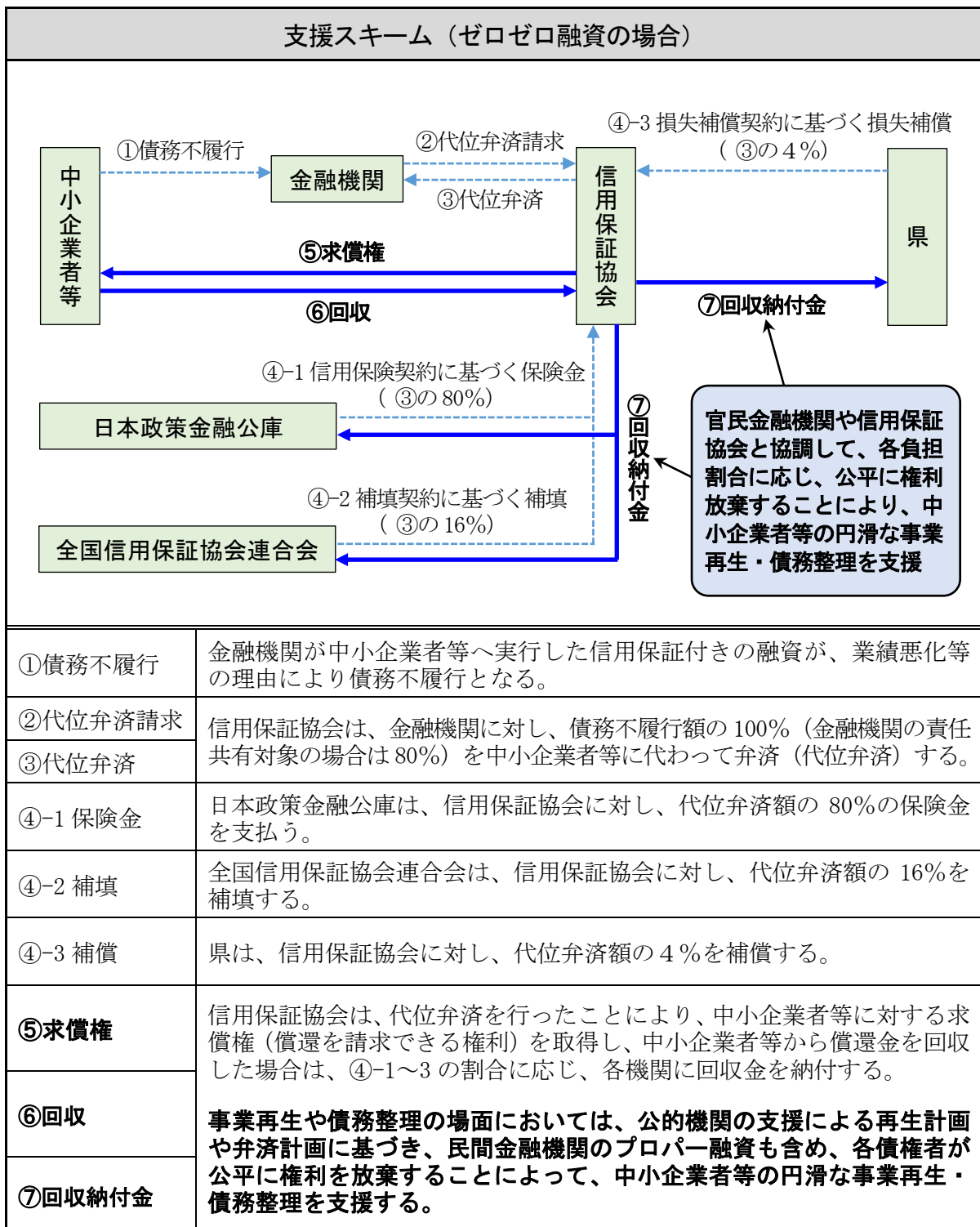
2 権利放棄の種類

権利放棄の種類は、次のとおり、「一般的な権利放棄」のほか、事業再生等の場面において活用される「不等価譲渡」や「資本的劣後債権への転換」とする。

①放棄	信用保証協会が代位弁済した中小企業者等への求償権を放棄
②不等価譲渡	信用保証協会が代位弁済した中小企業者等への求償権について、再生ファンド等へ額面より低い価格（時価）で譲渡
③資本的劣後債権への転換	信用保証協会が代位弁済した中小企業者等への求償権について、他の特定の債権又は一般の債権より返済の順位が劣る借入として転換

3 支援スキーム

中小企業者等が債務不履行となり、公的機関の支援により再生計画や弁済計画が策定された場合などには、官民金融機関や信用保証協会と協調して、迅速に権利放棄を行うことにより、中小企業者等の円滑な事業再生や債務整理を支援する。



4 全国の様況

令和5年3月末現在で、28都道府県において権利の放棄に関する条例の整備が行われている。

5 損失補償条例素案（令和5年9月現在）

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を
受け取る権利の放棄に関する条例（仮称）の素案

（目的）

第一条 この条例は、広島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の整理を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者等 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。
- 二 求償権 保証協会が信用保証協会法第八条第一項の業務方法書に従い中小企業者等に対する融資に係る債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- 三 求償権の放棄等 保証協会が行う求償権の放棄、不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）又は資本的劣後債権への転換をいう。
- 四 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
- 五 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納付しなければならないものをいう。

（回収納付金を受け取る権利の放棄）

第三条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を行おうとする場合には、あらかじめ知事に申し出なければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進又は債務の整理により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- 一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された事業の再生に関する計画
- 二 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第三条第一項の規定により行われた特定調停手続による調停（同法第十七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十七条の決定（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二十条の規定により同法第十七条第二項に規定する内容が定められているものに限る。）に基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- 三 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項の規定により株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業の再生に関する計画
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法第三十二条の二第三項に規定する特定支援決定を受けた事業の再生に関する計画又は当該特定支援決定を受けた債務の弁済に関する計画

- 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項の規定により、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業の再生に関する計画
- 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興相談センターが同項に規定する産業復興機構に対して行う債権買取り（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（平成二十四年経済産業省令第十一号）第二条第四号イに規定する債権買取りをいう。）の要請
- 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十一項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
- 八 産業競争力強化法第百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が同条第五項の規定に基づき決定した事項等に従い同法第百三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- 九 産業競争力強化法第百四十条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- 十 産業競争力強化法第百四十条第二号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第百三十四条第二項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画
- 十一 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- 十二 知事が認めるガイドラインとして規則で定めるものに基づき、株式会社整理回収機構が実施する債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年十月十六日号外法律第百二十六号）第二条第一項に規定する特定金銭債権に対する買取り、管理又は回収の受託に関する申込み
- 十三 その他前十二号に準ずるもので、知事が必要と認めるもの

（報告）

第四条 知事は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。